

社会福祉法人 梅花福祉会

身体拘束適正化の指針

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが

が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束の適正化に努める。

重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をするこ

とが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、本人または保護者

の同意のもと必要最低限の身体拘束を行うことがある。

1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要とする。

1. 身体的拘束等の適正化のための組織体制

当法人では、処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行うことで、身体拘束適正化のための組織体制をつくる。

(1)身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束廃止に向けて以下の4つの目的のために身体拘束適正化委員会を設置する。

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

委員会は年に1回以上の定期開催に加え、必要に応じてその都度開催する。

【委員会の構成員】

委員長：佐藤弘（社会福祉法人 梅花福社会 理事長）

委員： 田野路（運動学習特化型放課後等デイサービス うめっこスポーツ 管理者）

上原実圭子（音楽特化型放課後等デイサービス うめっこリズム 管理者）

佐藤智子（運動学習特化型放課後等デイサービス うめっこスポーツ

児童発達支援管理責任者）

小林崇（幼保連携型認定こども園 コウガの森・梅花 施設長）

(2) 定期的な教育・研修(年 1 回)の実施

療育に携わる全職員に対し、年 1 回以上の社内研修を実施し、職員の知識定着と意識改善を図る。

(3) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施

新任者に対して入社時に研修を行い、基礎知識の習得に努める。

(4) その他必要な教育・研修の実施

そのほか必要に応じて外部や地域研修に参加し、職員の意識向上に努める。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、身体拘束の適正化を徹底する。なお、研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し最低 5 年間保存することとする。

2. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。 また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議を行う。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身

の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2)利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。また、行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。

なお、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と 方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3)記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(3)拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに 身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

3.身体的拘束適正化に向けた各職種の責務及び役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

4.その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要がある。

- ・他の利用者への影響を考慮して、安易に身体的拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか

(別の対策や手段はないのか)

5.指針の閲覧について

当法人の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにホームページに公表する。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する

この指針は令和5年5月26日に改正施行する

別紙 1 身体拘束の記録

日 時	令和 年 月 日 () : ~ :
場 所	☐ 運動学習特化型放課後等デイサービス うめっこスポーツ ☐ 音楽特化型放課後等デイサービス うめっこリズム ☐ その他 ()
対 象	
経 緯	身体拘束の内容・目的・拘束時間・拘束時間帯を含む内容を記述ください
理 由 分 析	切迫性・非代替性・一時性を満たす必要がある すべてについて記述ください
改善に 向けた取組	
委員会での 協議内容	